

## 役員等報酬及び費用弁償規程

### (目的)

**第1条** この規程は、社会福祉法人新潟地区手をつなぐ育成会（以下「法人」という。）の評議員及び役員（理事及び監事をいう。）並びに第三者委員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

### (役員等の報酬)

**第2条** 役員等のうち、評議員に対して、次に掲げるところにより、報酬を支給する。

(1) 評議員会に出席したときは、次の額

1回当たり報酬額 10,315円

2 役員等のうち、理事（職員給与・退職金規程等により給与の支給を受ける職員を除く。）に対して、各号に掲げるところにより、報酬を支給する。

(1) 評議員会及び理事会に出席したときは、次の額

1回当たり報酬額 10,315円

(2) 法人の経営及び事業所等の運営に常務し従事した理事に対し次の額。ただし、前号は適用しない。

区 分	報酬月額	
法人業務に常務し従事した日数が、毎月の法人営業日数の	4分の3以上	150,000円
	3分の2以上 4分の3未満	120,000円
	2分の1以上 3分の2未満	100,000円

(3) 前号に該当する者を除く理事が、法人の業務に従事したときは、次の額

1日の場合の報酬額 10,315円

半日の場合の報酬額 5,157円

3 役員等のうち、監事に対して、各号に掲げるところにより、報酬を支給する。

(1) 評議員会及び理事会に出席したときは、次の額

1回当たり報酬額 10,315円

(2) 監事が、法人の業務執行状況及び財産の状況に関する調査又は監査の業務に従事したときは、次の額

1日の場合の報酬額 10,315円

半日の場合の報酬額 5,157円

### (報酬の支給方法等)

**第3条** 役員等に対する報酬の支給の時期は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 前条第2項第2号の理事に対する報酬は、毎月25日に支給する。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。

(2) 前号の理事以外の役員等に対する報酬は、評議員会又は理事会への出席など、法人又は事業所のための業務に当たった都度、支給する。

2 報酬は、前項第1号の理事に対しては、通貨をもって本人の金融機関の口座への振り込みにより支給する。

3 前項の理事以外の役員等に対しては、現金により支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (役員等の費用弁償)

**第4条** 役員等が、会議（理事会及び評議員会を除く）の出席又は法人の業務従事に伴い出張したときは、その費用を弁償する。費用弁償額は、職員旅費規程により算定するものとする。

2 第三者委員が苦情解決にかかわったときは、その費用を弁償する。費用弁償額

は、苦情解決にかかわった月当たり  
5,000円とし、関係者の事情聴取、  
打ち合わせその他苦情解決指導に当たっ  
たとき1回につき3,000円を加算す  
るものとする。

#### **(交通費実費の補償)**

**第5条** 交通費実費が前条に定める費用弁  
償額を超える場合は、当該実費額を費用  
弁償額とすることができる。

#### **(改 正)**

**第6条** この規程の改正については、評議  
員会の議決を要する。

#### **附則**

この規程は、平成19年3月27日から施  
行する。

この改正規程は、平成22年4月1日から  
適用する。

この改正規程は、平成23年4月1日から  
適用する。

この改正規程は、平成24年8月1日から  
適用する。

この改正規程は、平成27年4月1日から  
適用する。

この改正規程は、平成29年6月26日か  
ら適用する。

この改正規程は、平成29年6月26日か  
ら適用する。

この改正規程は、定時評議員会の決議の  
日の翌日（令和2年6月16日）から適用  
する。

この改正規定は、令和4年6月16日か  
ら適用する。